

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・住民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く住民に周知していきます。

(2) 社会福祉協議会、住民、ボランティア、NPO等との協働

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会との連携をより密にするとともに、社会福祉協議会の取組を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

また、地域・住民・ボランティア・NPO等との協働により、地域福祉の増進を図ります。地域福祉施策の推進のため、職員・保健師・社会福祉士などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、ボランティアやNPOなど福祉にかかわる人材の育成・確保に努めます。

(3) 庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・教育・労働など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。

庁内関係各課の取組について、庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を把握します。

